

令和4年度中間見直し

恵那市 第2期子ども・子育て支援事業計画



令和5年3月
岐阜県恵那市

目次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景.....	1
2 計画の位置づけ.....	1
3 上位計画と関連計画との関係	2
4 次世代育成支援行動計画との関係	2
5 計画期間	2
6 計画の策定体制	3
第2章 子ども・子育て支援の現状	5
1 本市における人口と子ども人口の状況	5
2 子育て家庭の状況	14
3 女性の就労状況	19
第3章 基本理念とリーディング施策	21
1 基本理念	21
2 リーディング施策	22
施策1 結婚から子育て期までの切れ目ない支援	22
施策2 保育ニーズを充足する体制の整備	35
施策3 すべての子どもと子育て家庭に配慮したきめ細やかな支援	41
第4章 子ども・子育て支援事業計画	46
1 教育・保育の提供区域	46
2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推計	47
3 教育・保育の事業量の見込み、提供体制の確保方策	49
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保方策	53
第5章 計画の推進体制	67
1 計画の推進	67
2 計画の進行管理	67
3 計画点検・評価	67
資料編	68

第3章 基本理念とリーディング施策

1 基本理念

■基本理念

みんなで育はぐくもう 地域を愛する 恵那の宝こ

～未来につなぐ恵那の宝たから～

子どもの姿	子育て家庭の姿	まちの姿
<ul style="list-style-type: none"> ○明るい笑顔で遊び、学んで、心身ともに健やかに育ち、輝く未来を担う ○恵那市のことを地域の人から教えてもらって大好きになり、恵那市に住み続けたいと願う 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の人の協力を得て、子育てが楽しいと感じながら暮らせる ○すべての子育て家庭が健康、生活、就労に関する支援を受けるなど、安心して子育てできる環境に恵まれている 	<ul style="list-style-type: none"> ○恵那市に誇りを持ち、地域での子育てを応援するという気持ちを持っている ○子育て世帯に優しいまちづくりが進んでいる

子どもたちの明るい笑顔は、親や家庭のみならず地域全体を輝かせるみんなの宝です。子どもの健やかな育ちは、恵那市の希望あふれる未来につながります。

恵那市に生まれ育つ子どもたちには、地域に誇りを持ち、心豊かな人生を送ってほしい、と願っています。そのために、地域の人々が、子どもたちや子育てをする人々に関わり、全ての子ども、全ての子育て家庭が安心して地域の人々とともに暮らしていける環境をつくるのが大切です。

これまでに、本市では、第1期計画において「みんなで育(はぐく)もう きらきら 恵那の宝(こ)そして残そう 恵那の宝(こ)を」を基本理念に掲げ、一人ひとりの子どもに、健やかな成長のための適切な環境が等しく確保されるよう、子ども・子育て支援給付や子ども・子育て支援事業等を総合的かつ計画的に進め、安心して子育てができるまちをめざして取り組んできました。

これからの取り組みを展望するにあたり、恵那市が持つ自然・歴史・文化・市民活動等地域特性を活かし、子どもたちに多くの出会いや体験機会の提供、地域住民による子育て支援、切れ目のない子育て支援サービスの提供等により、継続的に安心して子どもを産み育てる環境を充実させ、すべての子どもが健やかに成長できる社会を実現することが大切です。

家庭をはじめ、地域、こども園、保育所、幼稚園、学校、企業、病院、市等多様な主体が連携し、協働することで、地域が一体となって子ども・子育てを支援し、子どもが誰一人取り残されることなく、一人ひとりが未来に夢と希望を持つことができる恵那市を目指して、各種の施策に取り組めます。

これらの考えを踏まえ、新しい基本理念を「みんなで育(はぐく)もう 地域を愛する 恵那の宝(こ) ～未来につなぐ恵那の宝(たから)～」と定めます。

2 リーディング施策

施策1 結婚から子育て期までの切れ目ない支援

【現状と課題】

- 本市では、未婚率が概ね増加傾向にあり、40代後半でも男性の約25%、女性の約10%が未婚となっており、晩婚化の進行が考えられます。恵那ことぶき結婚相談所では、地域と協力しながら、出会いの場の設定など、婚活に対するサポートを行っており、継続的な支援を行うことが必要です。
- 本市では、総人口の減少とともに、1世帯当たり人員や20代・30代女性の人口、出生数・出生率、子どものいる世帯についても減少傾向に、また、ひとり親世帯の数が増加傾向にあります。その一方で、合計特殊出生率が国よりも高い値であるほか、30代・40代の母親の年齢階級別出生率が増加傾向にあります。これらのことから、親子の健康に配慮し、子育て世帯が孤立しないよう、地域の支え合いによる子育てが必要です。
- 平成28年4月には子育て世代包括支援センター「えなっ宝(こ)ほっとステーション」を設置し、妊娠から子育てまでの総合窓口として、子育て支援施策と母子保健施策の切れ目ない支援体制が構築されています。引き続き認知度を高めるとともに、個々のニーズに沿ったトータルサービスを提供できる体制を強化することが必要です。
- アンケート調査では、こども元気プラザの利用が就学前児童の保護者の約6割となっており、子育てする親同士の交流の場、子育ての悩みを話せる場としてさらなる機能の確保が求められます。
- アンケート調査では、就学前児童保護者、小学生児童保護者ともに、祖父・祖母と同居する家庭が3割前後で、親族からの支援が受けにくい環境にある親がいると考えられます。また、ヒアリング調査からは、母親の中には人と関わりたくない人がいる、との意見がありました。産後から子育て期の不安を抱えやすい時期にケアを必要としている人を早期に把握し、支援につなぐ取り組みが必要です。
- アンケート調査では、就学前のお子さんが進学する際に感じる不安として、「安全に登下校できるか」に次いで、「学習についていけるか」「他人とのコミュニケーションがとれるか」が多くあがっており、いわゆる「小1プロブレム」への対策が求められています。
- 子どもたちの自己肯定感や挑戦する意欲の醸成や地域や人とのつながりを深め、ふるさとを愛する心を育む教育が求められています。
- 本市の女性の就業率は、20代後半・30代前半で一旦割合が下がる、いわゆる「M字カーブ」の解消傾向にありますが、少子化の流れを変えるためには、今後とも仕事と家庭の両立支援や働き方の見直し、「ワーク・ライフ・バランス(仕事と子育ての調和)の推進」が大切であり、必要な支援として仕事との両立に向けた支援が求められます。

○子育て世代の移住・定住策として、本市では、宅地購入、新築住宅購入、親子での同居などの支援のほか、奨学金貸与者に対する返済額の助成などの取り組みを進めてきましたが、人口減少と65歳未満の人口割合の減少傾向が続いています。今後とも取り組みの推進を図るとともに、現在の取り組みの見直しや拡充が必要です。

【推進方策】

- 県事業や民間事業者と連携を図りながら、結婚の支援策を充実させていきます。
- 不妊治療に要する費用の助成や出産前後の医療・保健の充実を図ります。
- 子育ての孤立を防ぐため、親子が集い、不安や悩みを相談できる場の充実を図ります。
- 子育て家族と子どもが健康的に生活できるよう、妊娠期からの精神的、経済的な支援を行います。
- 子どもが心身ともに健全に成長できるよう、健康の維持促進や体力向上に努めます。
- 子どもの発達と学びの連続性を踏まえ、就学前教育から小学校教育への円滑な移行を進め、子どもの育ちを支えます。
- 自分が生まれた地域を大切に思い、変化の激しい社会を生き抜く力と、望ましい人間関係を築く力を身に付け、目標に向かって挑戦できる人間を育てます。
- 企業誘致や再就職のためのセミナー・説明会の開催により、若者の就職や出産、育児により一時的に離職した女性の再就職・起業を支援します。
- 若者世帯、子育て世帯を呼び込むための移住・定住施策の充実を図ります。

【主な取り組み】

事業名	事業内容と現状	今後の事業展開	方向性	担当機関
結婚支援	<ul style="list-style-type: none"> ・恵那ことぶき結婚相談所や地域と協力し、出会いの場の設定など、婚活に対するサポートの強化を図っている。 ・恵那ことぶき結婚相談所では、個別相談やカップリングパーティーを行っている。 ・ぎふマリッジサポートセンターと連携を図っている。 ・地域事業主体の婚活イベントへの協力を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、恵那ことぶき結婚相談所への助成を行う。 ・ぎふマリッジサポートセンターなど広域的な連携を図る。 ・地域の特色を活かした婚活イベントを開催する。 ・民間婚活を活用する。 	充実	地域振興課 (移住定住推進室)
不妊治療費助成	<ul style="list-style-type: none"> ・不妊治療に要する費用の一部を助成することにより、その経済的負担の軽減を図り、少子化対策を推進することを目的とする。 ・H30 年度特定不妊治療実績延べ 46 人 ・H30 年度一般不妊治療実績延べ 19 人 	<ul style="list-style-type: none"> ・R2年度から県要綱の変更に伴い、本紙の事務手順も変わるため、スムーズな事務処理の手順を確立していく。 ・R4 年度より不妊治療が保険適応となった ・R4 年度不妊治療通院に要した交通費に対し助成を開始。 	推進	子育て支援課
産婦人科・小児科の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における出産や育児の安心感を高めるため、公立病院と診療所の密な連携や医療技術のネットワーク化などにより、産婦人科や小児科の医療体制の充実を図っている。 ・H30 年度出産実績 231 人 	<ul style="list-style-type: none"> ・安心して出産・育児ができるよう、市立恵那病院の産婦人科医、小児科医、助産師等の人材確保に努めていく。 ・市内の医療機関で勤務してもらおう、医学生、看護学生への修学資金の貸付事業を継続して実施していく。 	充実	地域医療課
子育て世代包括支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・H28 年度に子育て世代の総合相談窓口として子育て世代包括支援センター(「えなっ宝(こ)ほっとステーション」)を開所した。 ・H29 年度には保健師 2 名と家庭児童相談員 2 名の支援体制に充実させ、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療、保健、福祉、障害、貧困対策や様々な地域資源等の情報収集や整理を行い、個々のニーズに沿ったトータルサービスを提供する仕組みの充実を図るとともに、「えなっ宝(こ)ほっとステーション」の認知度を高めるため、ウェブサイトでの子育てカレンダーの作成や SNS の活用など子育て世代への効果的な情報発信方法について検討を進める。 ・令和 3 年度より保健師 1 名の設置←保健師 2 名の為削除 	充実	子育て支援課

事業名	事業内容と現状	今後の事業展開	方向性	担当機関
子ども福祉医療費助成	・出生から中学校卒業までの児童に対し、保険診療分の医療費の自己負担額(通院・入院の全診療料分)を助成する。所得制限なし。	・現状を維持して継続する。	推進	保険年金課
産前・産後サポート	・妊産婦が抱える妊娠出産や子育てに関する悩みなどについて、助産師、保健師、主任児童委員などが相談を行い、家庭や地域での妊産婦の孤立感の解消を図る。	・継続的な支援が必要な家族に対しては、関係機関との連携を深めるとともに、適切なサービスへとつなげる仕組みを充実させる。	推進	子育て支援課
産後ケア	・出産した後も安心して子育てできるよう、退院直後から母子に対して心身のケアや育児のサポートを行う。宿泊型と通所型があり、恵那病院助産師による、授乳や沐浴のアドバイス、育児相談、生活面の指導等のケアが受けられる。宿泊型と比較して通所型の利用者が極端に少ない状況である。	・今後も家族などから十分な支援が受けられない方のセーフティネットとして実施する。 ・R4年度より助産師によるアウトリーチ型の産後ケアを開始。	推進	子育て支援課
病児保育	・H29年5月に開所した恵那市病児保育所では、病児・病後児について、市立恵那病院に隣接した専用スペースにおいて、保育士・看護師等が一時的な預かりをしている。 ・H30年度より当日予約の当日保育が可能となった。(8:30~9:30に予約があった場合に限る。) ※H30年度延利用人数:160名	・恵那市病児保育所の認知度がまだまだ低いと考えられるため、利用促進に向けたPRを行う。また、こども園の巡回訪問や病児保育所だよりの定期発行等により利用促進を図る。	推進	子育て支援課

事業名	事業内容と現状	今後の事業展開	方向性	担当機関
こども元気プラザ 子育て支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・こども元気プラザをはじめ、地域子育て支援センターを、利用にあわせて、やまびこ、武並、中野方、岩村、山岡、明智、上矢作の各こども園内で週1日～5日、出張ひろばを串原、みさとこども園内で月1回、旧吉田こども園で週1回午前中に開催している。 ※H30 年度延利用人数：27,100 人 	<ul style="list-style-type: none"> ・各地域で開催されている他の子育て支援事業との重複の見直しや事業内容、開催頻度等についても検討を進める。 	見直し	子育て支援課
ファミリー・サポート・センター	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児や小学生などの児童を持つ子育て中の保護者を支援するため、児童の預かりなどの援助を受けることを希望する方と当該援助を行うことを希望する方が会員となり相互援助活動を行う事業。 ・H29 年度より利用料金を減額し、利用しやすい環境を整えとともに、援助会員への補助を行うことで、組織の基盤強化を図っている。 ※H30 年度延利用人数：779 名 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報活動、研修の充実を図り、援助会員、依頼会員の増加に努める。 	推進	子育て支援課
たべるサポーター活動	<ul style="list-style-type: none"> ・幼少期から地産地消、野菜摂取、減塩等に配慮し健康的な食を選択できる力を育て、生活習慣病予防を進めるため各事業において普及啓発を行う。 ・4 か月健診、乳幼児学級での試食提供、こども園でのエーナ健康体操普及、料理教室(妊婦・中学校)でのサポートを行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・野菜摂取増加や減塩など、恵那市の食の課題を解消する取り組みを検討しながら実施する。 ・新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、試食提供を行う事業は休止。 	推進	健幸推進課
ブックスタート	<ul style="list-style-type: none"> ・あかちゃんが初めて本と出会い、保護者とともに絵本を通じてゆっくり心ふれあうひとときを持つきっかけになるよう、7 か月児教室の折、図書館司書と読み聞かせボランティアで絵本の紹介及び絵本の選び方や楽しみ方のフォローを行う。 ・H29 年度延べ 272 人 H30 年度延べ 295 人 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが自ら読書をする習慣を身につけるには、乳幼児期から本に親しむことが大切である。そのためには、子どもにとって最も身近な存在である保護者に対して子どもを育てる上での読書の重要性についてさまざまな機会を通して、子どもが読書に親しむきっかけ作りを推進していく。 	推進	生涯学習課 (中央図書館)

事業名	事業内容と現状	今後の事業展開	方向性	担当機関
会議出席に係る託児	・H29年度に政策方針決定過程の場への女性をはじめ子育て世代の参画拡大を目的に、会議出席に係る託児事業を開始した。	・政策・方針決定過程の場へ子育て世代の意見を反映させていくため、事業の周知を図り、利用を推進していく。	推進	企画課
公園のあり方検討	・H30年12月に実施した「子ども・子育てに関するアンケート調査」において就学前児童のいる世帯では、「身近な公園」の項目で約5割が不満としており、その理由のトップに「遊具が少ない(ない)」ことが挙げられた。	・少子高齢化が進行するなか、地域ニーズを踏まえ、全庁的な体制で、市民の憩いの場を確保する公園の検討を進める。	充実	企画課 都市住宅課 子育て支援課
ICT教育	・これまでに、市内小中学校にタブレットPCの配備、大型モニターの普通教室への導入、学校内無線LAN環境整備などを行ってきた。今日では、タブレット・大型モニターを用いた授業が行われ始めている。また、特別支援学級などにて学習アプリを用いた学習なども行われている。そのような学習以外にも、TV会議システムを用いた遠隔会議なども試行的に運用し始めている。	・今後は子ども達の確かな学力の育成や Society5.0時代を生きる人材の育成、また教員の校務負担軽減などを目的とした、さらなるICT教育推進のために、ICT教育行動計画を策定し、それに基づいて推進していく。あらゆる場面(授業から家庭学習に至るまで)でICTを活用した教育の実践を目指す。	充実	学校教育課
国際理解教育促進(ALT派遣)	・R1年度はALTを7名確保(小・中6人、こども園1人) ・市内のこども園・小・中学校を巡回している。	・新学習指導要領を見据え、具体的な授業計画をたて、充実した英語活動を実施する。	推進	学校教育課
プロの料理人による料理教室	・妊婦または保護者対象に、生活習慣病予防のための講義と、プロの料理人による調理実習を実施。 ・プロの料理人による調理技術を小学生の親子で体験する。地域食材を学び、味覚を知ることが親子で共有し、家庭での実施を促す。 ・プロの料理人による調理実習と健康に対する講義を中学生が体験し、食を楽しみかつ健康的な食を選択できる力を養うことができることを目指し実施。	・幼少期より段階を踏んでおいしく楽しい経験をしながら「たべる」ことを学ぶ環境づくりを進めている中で、プロの料理人から学ぶことで、食や調理に興味関心をもってもらえるよう検討し実施する。 ・ 新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、試食提供を行う事業は休止。	推進	健幸推進課

事業名	事業内容と現状	今後の事業展開	方向性	担当機関
夏休みこども講座	<ul style="list-style-type: none"> ・夏休み期間の子どもたちへの学習機会の提供や、希望する学習内容を反映した講座を開講した。講座サポーターとして中学生にボランティア募集を行った。 ・R1年度夏休みこども講座実績講座数 46 講座(市内 11 箇所) 受講者 654 名 中学生サポーター人数 70 名 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちのアンケートを基に、引き続き、子ども達の希望を取り入れ、自ら学習し続けられる講座を開講し、子どもたちの学習機会を提供するよう進める。 	充実	生涯学習課 (恵那文化センター)
コミュニティスクール(学校運営協議会)	<ul style="list-style-type: none"> ・「コミュニティスクール」は学校、保護者、地域がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させ、一緒に子どもたちの成長を支えるものであり、H29 年度に恵那北中学校での試行を経て、H30 年度に市内全小・中学校で開始した。 ・H30 年度の組織の立ち上げから、R1年度は各コミュニティスクールの活動が組織的・計画的に行われるようになってきている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティスクールの定着と充実を目指し、地域住民や保護者等が学校運営に積極的に参画することを進めていく。 ・各地区に地域学校協働活動組織を立ち上げ、学校支援、放課後、休日等の地域活動の調整やボランティアの確保を進め、連携・協働により、地域の大人と子どもが学び合い、地域コミュニティの活性化を進める。 	充実	学校教育課
子どものまちづくりへの参加	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちに地元への愛着を持ってもらうため、地域の行事にボランティア活動として参加している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりへの関心と参加意欲を持ってもらうため、地域の行事において、子どもが自主的に活動できる機会を提供する。 	推進	地域振興課
中学生・高校生向け市内企業PR	<ul style="list-style-type: none"> ・R1 年度から、市内中学校にて、市内企業を集めた企業説明会(ブース形式)を実施している。市内企業の認知度を高めることで、将来の地元就職の推進を図っている。 (1) 恵那西中学校 (2) 山岡中学校 ・高校生を対象に、企業見学、講話、説明会などを通して市内企業をPRし、地元就職の推進を図っている。 (1) 生徒企業見学(随時) (2) 進路担当教諭企業見学 (3) 講話(恵那高校) (4) 合同企業説明会 (5) インターンシップの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の他の中学校でも実施できるよう検討を進める。 ・生徒本人のみならず、保護者にも市内企業をPRしていく。 ・高校生と市内企業のインターンシップのマッチングや交通費の助成により、より就職に結びつきやすいインターンシップを実施する。 	充実	商工課

事業名	事業内容と現状	今後の事業展開	方向性	担当機関
高校生の居場所の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・高校生の自主学習や下校時の公共交通機関の待ち時間などを過ごす場所の設置を検討・推進している。 ・R1年7月には明智駅前に恵那南高校生徒の自習室が、地域住民の手で創設された。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関を待つ生徒など恵那駅周辺での居場所の設置を検討・推進する。 	推進	子育て支援課
高校生と学校給食の連携	<ul style="list-style-type: none"> ・高校生が学校給食のメニューを考えることにより、安心安全な農作物作りや流通及び利用に対する知識や関心が高まる。地域の産業である農業や食に関わる将来の担い手育成につながる。 ・H30年度：恵那農高、恵那南高で実施 ・R1年度：恵那農高で実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・高校生が考えた給食のメニューを元に小学校との交流が盛んになり、児童が地元の農作物についてより興味を持ってもらえるようになってきている。学校給食センターとしても地元産の農作物を使用するきっかけとなっており、今後も取り組みを進めていきたい。 	推進	農政課
大学生・一般求職者向け市内企業PR	<ul style="list-style-type: none"> ・大学生、一般求職者を対象に、説明会やウェブサイトなどを通して市内企業をPR等し、地元就職の推進を図っている。 (1)企業説明会 (2)ウェブサイトの活用 (3)インターンシップ助成金の支給 	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣の大学に市内企業のインターンシップの情報を提供し、インターンシップの受け入れを増やす。 ・ウェブサイトを改良し、遠方に住むUターン希望者にも市内企業の情報を届ける。 	充実	商工課
移住定住の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次恵那市総合計画において「子育て世代の定住・移住を促す施策」を集中的に実施するとして、H28年度から子育て世帯等宅地購入応援事業や同居・近居応援事業を中心とした移住定住施策を推進している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・仕事と移住を支える「恵那らしビジネスサポートセンター」を拠点として、移住支援事業の展開を図る。 ・今後は現事業の検証の上で、第2次恵那市総合計画後期計画において新たな人口減少対策を展開する予定。 	見直し	地域振興課 (移住定住推進室)
住宅団地開発支援	<ul style="list-style-type: none"> ・大井町、長島町、東野、三郷町、武並町において、民間事業者による開発事業に対し、市より奨励金を交付することで、良質な住宅用地を創出しやすくする。このことにより、若者世帯や子育て世帯をはじめとする、定住人口の増加と活力あるまちづくりを進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者に事業を活用し、宅地開発の促進を図るようPRを行う。 	推進	都市住宅課

事業名	事業内容と現状	今後の事業展開	方向性	担当機関
起業支援	・H28年12月に創業支援計画の認定を受け、商工会議所、商工会とともに支援事業を実施している。	「市」 ・起業支援補助金の交付 ・ビジネスサポートセンターによる起業等の相談、専門家の指導等 「商工会議所・商工会」 ・起業セミナーの開催 ・起業相談	充実	商工課
企業誘致	・市内企業の立地支援及び企業誘致のための工業団地等の整備を行っている。	・恵那西工業団地の整備、企業立地の推進を図る。	充実	商工課
子育て世代向け再就職セミナー・説明会	・出産や育児をきっかけに一度は離職した方の再就職を応援するセミナー(2回)の開催と、その仕上げとして、子育てと仕事の両立に理解のある企業を集めた企業説明会(1回)を開催している。 ・ワーク・ライフ・バランス推進に取り組む企業を、恵那くらしビジネスサポートセンターのウェブサイトにて紹介している。	・セミナー・説明会を周知し、より多くの方に参加いただけるよう広報する。	充実	商工課
リニアまちづくりの推進	・H26年3月策定の「恵那市リニアまちづくり構想」に基づき、R1年12月に策定された「恵那市リニアまちづくり基盤整備計画」により具体的な基盤整備事業が示された。	・リニア中央新幹線の開業効果を地域の発展に向けた機会と捉え、市民、事業者、行政が一体となって、リニア開業を見据えたまちづくりを進めていく。 ・リニア開業により首都圏や名古屋方面とのアクセス環境が大幅に向上することを強みに、子育て世代、若年層の定住を推進する。 ・中部総合車両基地(工場)に隣接した地域の特性を生かした宅地の供給や関連企業等の誘致に取り組む。	推進	リニアまちづくり課

<母子保健計画>

事業名	事業内容と現状	今後の事業展開	方向性	担当機関
母子健康カレンダーの作成	<ul style="list-style-type: none"> ・保健センターで行う母子保健事業、予防接種に関するカレンダーを作成している。 ・全戸配布 ・各振興事務所に配布 ・転入届出時配布 	<ul style="list-style-type: none"> ・3,000部作成する。子育て世代に配布。 ・各事業および振興事務所等に配布する。 ・転入届出時に配布する。 	推進	健幸推進課
妊婦一般健康診査	<p>妊婦健診受診票を交付。</p> <p>(受診券1人14枚交付し、種類は、①初回券1枚、②基本妊婦健診5枚、③含超音波検査4枚、④含血算1枚、⑤含血算・血糖1枚、⑥含GBS1枚、⑦含クラミジア1枚)</p> <p>・266人 3,575枚</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保健センターにて妊婦健診受診票を交付。健診費用の助成を行うとともに、母子の健康づくりに寄与する。 ・妊婦健康診査票を最大で14枚交付する。 ・令和4年より産婦健診の助成を開始。また多胎妊婦に対し、健診費用の助成を5回を限度とし、追加して実施。 	推進	健幸推進課
多胎児支援	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠届出、赤ちゃん訪問等の事業を通じて、母とコミュニケーションをとり、必要に応じてサポートを実施している。 ・R1年12月現在 0～3歳児双子11組 	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠届出時に保護者へ冊子「ふたご♥知恵袋」の配付、サポート機関の紹介など情報提供を実施する。 ・地区担当保健師が母とコミュニケーションを密にし、特に乳幼児期の負担感を軽減できるよう、必要に応じてサポートを実施する。 ・子育て支援センターでの保健師相談日を紹介し、多胎児の保護者が顔を合わせ、コミュニケーションをとりやすい環境を整える。 ・R4年度よりピアサポーターを活用し、赤ちゃん訪問、健診サポート等を行い、多胎育児の支援を実施 	充実	健幸推進課
4か月児健診	<ul style="list-style-type: none"> ・月に1回恵那市保健センターと岩村保健センターで実施している。 ・実施回数24回対象者:312人 受診者:307人 受診率:98.3% 	<ul style="list-style-type: none"> ・4か月児を対象、内科健診、保健指導、栄養指導、身体測定等の健診を行う。 ・月1回、恵那市保健センター、岩村保健センターで実施する。 ・受診率100%をめざし、未受診者への受診勧奨、フォローを行う。 ・R4年度より、会場を恵那市保健センターに統一。併せて「恵那の木ファーストマイル事業」を開始。 	推進	健幸推進課

事業名	事業内容と現状	今後の事業展開	方向性	担当機関
1歳6か月児健診	<ul style="list-style-type: none"> ・月に1回恵那市保健センターで実施している。 ・恵南は年に6回実施。会場は岩村保健センター 対象者:289人 受診者:289人 受診率:100% 	<ul style="list-style-type: none"> ・1歳6か月になった子どもを対象に、内科健診、歯科健診、保健指導、栄養相談、育児相談、身体測定等を行う。 ・月1回、恵那市保健センターで実施。恵南地区は対象人数に合わせ年に数回岩村保健センターで実施。 ・受診率 100%をめざし、未受診者への受診勧奨、フォローを行う。 ・R4年度健診回数を見直し 恵那市保健センター 9回 岩村保健センター 4回 	推進	健幸推進課
3歳児健診	<ul style="list-style-type: none"> ・月に1回恵那市保健センターで実施している。 ・恵南は年に6回実施。会場は岩村保健センター 対象者:357人 受診者:353人 受診率:98.9% 	<ul style="list-style-type: none"> ・3歳になった子どもを対象に、内科健診、歯科健診、保健指導、栄養指導、育児相談、身体測定、尿検査等を行う。 ・月1回、恵那市保健センターで実施。恵南地区は対象人数に合わせ年に数回岩村保健センターで実施 ・受診率 100%をめざし、未受診者への受診勧奨、フォローを行う。 ・R4年度より目の検査(屈折検査)を開始 ・R4年度健診回数を見直し 恵那市保健センター 10回 岩村保健センター 4回 	推進	健幸推進課
母子保健訪問指導(新生児訪問)	<ul style="list-style-type: none"> ・全出生児を対象に生後2か月前後に乳児訪問を働きかけ、助産師・保健師等が訪問する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児とその保護者宅を助産師、保健師が訪問し、育児や育児などに関する相談に応じ、助言を行う。 ・「こんにちは赤ちゃん事業」とセットで訪問率 100%をめざす。 	推進	健幸推進課
7か月児教室	<ul style="list-style-type: none"> ・月に1回、恵那市保健センターで実施している。 ・恵南は年に6回実施。会場は岩村保健センター 対象者:308人 受診者:292人 受診率:94.8% 	<ul style="list-style-type: none"> ・7か月から8か月児を対象に、保健指導、離乳食教室、子育てに関する育児相談、食事・栄養についての相談、身体測定等を行う。 ・月1回、恵那市保健センターで実施。恵南地区は対象人数に合わせ年に数回岩村保健センターで実施。 ・R4年度より、会場を恵那市保健センターに統一。 	推進	健幸推進課

1歳児教室	<ul style="list-style-type: none"> ・月に1回、恵那市保健センターで実施している。 ・恵南は年に6回実施。会場は岩村保健センター <p>対象者:299人 受診者:279人 受診率:93.3%</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・1歳になった子どもを対象に、歯科保健指導、育児相談、栄養相談、身体測定等を行う。 ・月1回、恵那市保健センターで実施。恵南地区は対象人数に合わせ年に数回岩村保健センターで実施。 ・R4年度より、会場を恵那市保健センターに統一。 	推進	健幸推進課
-------	--	--	----	-------

事業名	事業内容と現状	今後の事業展開	方向性	担当機関
2歳児教室	<ul style="list-style-type: none"> ・月に1回、恵那市保健センターで実施している。 ・恵南は年に6回実施。会場は岩村保健センター。 <p>対象者:298人 受診者:284人 受診率:95.3%</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・2歳になった子どもを対象に、歯科健診、歯科保健指導、育児相談、栄養についての話、身体測定等を行う ・月1回、恵那市保健センターで実施。恵南地区は対象人数に合わせ年に数回岩村保健センターで実施。 ・R4年度健診回数を見直し 恵那市保健センター 10回 岩村保健センター 4回 	推進	健幸推進課
なんでも相談	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児全般の育児相談として、恵那市保健センターは12回実施している。 ・恵南は12回 <p>相談者数:延べ389人</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児全般の育児相談として、心配なことや育児について、保健師、栄養士、歯科衛生士が保護者からの相談に個別に応じる。 ・月1回、各地区の保健センターで実施。 	推進	健幸推進課
はみがき教室	<ul style="list-style-type: none"> ・恵那市保健センター <p>実施回数:36回 参加者:延べ327人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・恵南地区 <p>実施回数:17回 参加者:延べ158人</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・1歳6か月児健診後から小学校未就学までの児童を対象に、歯科衛生士が虫歯予防のために正しい歯磨きの方法、食生活指導を実施。 ・恵那市保健センターでは月3回、岩村保健センターでは月1回実施。 ・新型コロナ感染症拡大予防のため休止 	推進	健幸推進課

施策2 保育ニーズを充足する体制の整備

【現状と課題】

- 公立こども園 14 園、私立保育所2園、私立幼稚園1園、小規模保育事業所1園で教育・保育を提供しています。平成 31 年4月からおさしま二葉こども園を開園しており、引き続き就園ニーズに応える取り組みが求められます。
- 放課後児童クラブは、市内全ての小学校区に設置されています。アンケート調査では、就労などにより、お子さんを家族でみることができない時間があると約3割が回答しているほか、17時や 18 時までみることができないという回答がみられていることから、引き続きクラブの運営方法等について、検討を進める必要があります。

【推進方策】

- 質の高い教育・保育の充実に向け、就学前の教育と保育の一体的な提供と、教育・保育人材の確保・育成を推進します。
- 保護者の利便性等を考慮しながら、公正かつ適正な施設利用費等の支給に努めます。また、県との連携や情報共有を図り、円滑に制度を実施します。
- 障がいのある園児一人ひとりの発達の特性を理解し、関係機関と連携して支援を行います。
- すべての就学児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験活動を行うことができるよう、地域の利用ニーズに応じて、放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置を進めるとともに、放課後子ども総合プランに基づき、必要に応じて放課後児童クラブとの一体型による事業の実施を行います。

【主な取り組み】

事業名	事業内容と現状	今後の事業展開	方向性	担当機関
幼児教育・保育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・公立こども園 14 園を運営。 ・H31 年4月からおさしま二葉こども園を開園し利用定員を増加させた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・こども園では、あいさつ・読書活動・英語遊び・特色ある活動を中心に取り組む。 ・3歳未満児の保育ニーズの高まりや、増加傾向にある支援が必要な児童に対応するために、受入れ体制を整える。 	推進	幼児教育課
幼児教育・保育の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・私立保育所2園、私立幼稚園1園、小規模保育事業所1園の運営等を支援している。 ・R1年度に保育所整備の支援を行った。 ・R4年度に小規模保育事業所1園が開園した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援制度に基づいた運営費の支給など支援を行う。 ・入園児の調整など施設と連携して実施していく。 	推進	幼児教育課

事業名	事業内容と現状	今後の事業展開	方向性	担当機関
延長・預かり保育	<ul style="list-style-type: none"> ・こども園幼児コースや保育短時間認定を受けた子どもについて、通常の利用時間を超えて保育を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の都合で、通常の利用時間を超えた保育が必要な場合の預かりを引き続き行う。 ・保護者の就業等の状況に応じた適切なコース認定を行う。 	推進	幼児教育課
一時保育	<ul style="list-style-type: none"> ・未就園児を対象に、家庭での保育が一時的に困難な場合の預かり保育を、4園で実施。 ・就労形態や保護者の入院等緊急な理由で保育が必要な場合に利用されている。 ・市街地での利便性の向上のため、おさしま二葉こども園での実施を開始した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・就労形態の多様化や、保護者の入院等に対応した一時保育を引き続き実施する。 	推進	幼児教育課
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	<ul style="list-style-type: none"> ・市内14の小学校区のうち、13校区で通年型のクラブ、1校区で季節型のクラブが運営されている。(数字はクラブ数) [大井3、大井第二2、長島3、恵那北1、東野1、三郷1、武並1、中野方1、飯地1、岩邑2、山岡1、明智2、上矢作1] ・季節型クラブは、1校区で1クラブを運営。[串原] 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たにクラブ設置が必要になった場合は小学校の余裕教室等の活用について検討を進める。 ・クラブ運営の担い手となる指導員の安定確保のため、市・クラブ・地域等との人材確保の連携体制の推進を図る。 	推進	子育て支援課
放課後子ども教室	<ul style="list-style-type: none"> ・恵那市内14校区中、11カ所の小学校区で、放課後や土日祝日・長期休暇に、地域の様々な方の参画を得て、子ども達とともに学習やスポーツ・文化活動を通して、自主性・社会性・創造性を構築。 ・未実施校区3校区(中野方、明智、上矢作) 	<ul style="list-style-type: none"> ・R5年度までに市内全小学校区(14校区)に各1教室の設置に向けて推進する。 ・各小学校に放課後児童クラブが設置された場合は、必要に応じ一体型として行う。 	充実	生涯学習課

事業名	事業内容と現状	今後の事業展開	方向性	担当機関
児童センター	<ul style="list-style-type: none"> ・児童に健全な遊びを与え、その健康を推進し、情操を豊かにすることを目的とした施設である。 ・地域の児童の健全育成の拠点として、大井児童センター・中野児童センターがある。 ※H30 年度実績利用延人数 大井児童センター :12,888 人 中野児童センター :12,842 人	<ul style="list-style-type: none"> ・休館日である月曜日の開館について検討を進める。 ・学校から直接来館できる「ランドセル来館」の検討を進める。 	見直し	子育て支援課
コミュニティセンターの子どもへの開放	<ul style="list-style-type: none"> ・市内11施設のコミュニティセンターを子どもの居場所として提供している。 ・休館日以外のロビーは開放されており、子どもたちも自由に出入りできる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内11施設のコミュニティセンターは休館日以外のロビーは開放されており、子どもの居場所として提供する。 	推進	地域振興課
保育教諭修学資金貸付制度	<ul style="list-style-type: none"> ・3歳未満児の保育需要の高まりや、支援が必要な児童の増加に対応するため、保育教諭の確保が課題となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育教諭を目指す学生への修学資金を貸与する。 ・一定の条件を満たした場合に返還を免除することで、市内こども園等に勤務する保育教諭の確保を図る 	新規	幼児教育課

<放課後子ども総合プラン>

1. 放課後児童クラブと放課後子ども教室の推進について

必須項目(10項目)

項目	プラン内容																		
① 放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量	<p>【量の見込み】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R1(2019)</th> <th>R2(2020)</th> <th>R3(2021)</th> <th>R4(2022)</th> <th>R5(2023)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平均登録児童数(人/年)</td> <td>515 人</td> <td>552 人</td> <td>566 人</td> <td>555 人</td> <td>545 人</td> </tr> <tr> <td>利用率(%)</td> <td>20.4%</td> <td>22.4%</td> <td>23.7%</td> <td>24.1%</td> <td>24.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>【目標整備量】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全小学校区におけるクラブ設置体制を維持する。 ・受入児童の増加によるクラブ開設が必要な場合は、新たなクラブ施設を確保する。 		R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	平均登録児童数(人/年)	515 人	552 人	566 人	555 人	545 人	利用率(%)	20.4%	22.4%	23.7%	24.1%	24.7%
	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)														
平均登録児童数(人/年)	515 人	552 人	566 人	555 人	545 人														
利用率(%)	20.4%	22.4%	23.7%	24.1%	24.7%														
② 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の R5(2023)年度に達成されるべき目標事業量	<p>放課後子ども教室実施校区 11 校区(大井、大井第二、長島、東野、三郷、武並、恵那北、飯地、岩邑、山岡、串原)</p> <p>うち、一体型実施 4校区(大井、武並、恵那北、飯地)</p> <p>連携型実施 2校区(大井第二、山岡)</p> <p>学童との連携が未定 5校区(長島、東野、三郷、岩邑、串原)</p> <p>子ども教室未実施 3校区(中野方、明智、上矢作)</p>																		

項目	プラン内容
<p>【一体型】 放課後児童クラブと放課後子ども教室が同一の小学校内の活動場所にあつて、放課後子ども教室のプログラムに放課後児童クラブの児童が参加しているもの。</p> <p>【連携型】 放課後児童クラブと放課後子ども教室の活動場所の少なくとも一方が小学校内の場所にあつて、放課後子ども教室のプログラムに放課後児童クラブの児童が参加しているもの。</p>	<p>【一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の R5(2023)年度の目標事業量】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施中の4校区(大井、武並、恵那北、飯地)のほか、放課後児童クラブと放課後子ども教室が同一校内で行われている校区(東野)での一体型の実施を行う。 ・新たに同一校内へ放課後児童クラブの移転が生じる校区(三郷)での、一体型の実施を行う。 <p>※一体化のメリット</p> <p><u>子どもに対するメリット</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブの子どもと一緒に参加出来ることにより、より多くの児童と一緒に過ごすことができる居場所づくりに繋がる。 ・より多くの児童が多様な体験をする機会が増える。 ・より多くの児童が地域の様々な人と交流を図る機会が増える。 ・一体型を実施することで、同じ学校の児童が放課後に過ごす場所が分けられるのではなく、一緒に時間や活動を共有できる。 <p><u>実施体制に対するメリット</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども教室の開催時に両事業のスタッフが連携して取り組めることで、子ども教室のサポーターとして参加する親などの負担軽減に繋がる。
<p>③ 放課後子ども教室の R5(2023)年度までの実施計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・R5(2023)年度までに市内全小学校区(14 校区)に各1教室の設置に向けて推進する。(未実施校区について(中野方、明智、上矢作)は、各校区1教室の設置に向けて推進する。) ・小学校内で放課後児童クラブと子ども教室を開催する場合は「一体型」を、別々に開催している場合は「連携型」の実施を行う。 ・子どもが自発的、自主的な諸活動を行うことができる環境を整備する。
<p>④ 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・両事業の関係者間で情報共有や協議する場を設け、実施者間での連携体制を推進する。 ・放課後子ども教室と放課後児童クラブの未連携がある校区においては、一体型もしくは連携型の事業実施を推進する。 ・放課後子ども教室の未実施校区において、ニーズにより新たに設置が必要になった場合は、両事業の関係者間で連携し、一体型もしくは連携型の事業実施を推進する。
<p>⑤ 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・両事業の実施にあたっては、学校教育に支障が生じない限り、小学校の余裕教室等の徹底的な活用をする。 ・長期休業日や土曜日等、学校の授業日以外での活動についても、ニーズ等に応じて柔軟に対応する。
<p>⑥ 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校、PTA、生涯学習、子育て支援、放課後児童クラブ、放課後子ども教室等の関係者間で情報共有するための連携体制を推進する。 ・行政間においては「ネウボラ会議」、関係機関の実務者間においては「ALL えなネウボラ会議」を活用し、両事業を推進するための情報交換や課題解決等における教育委員会と福祉部局の連携体制を推進する。
<p>⑦ 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある児童や、虐待やいじめを受けた児童、日本語能力が十分でない児童など特別な配慮を必要とする児童が安心して過ごすことができるよう、当該児童の状況等を学校関係者、放課後児童クラブ、放課後子ども教室など関係機関と連携を取って適切に対応する。

項目	プラン内容
⑧ 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・新たにクラブ開設が必要になった場合は、保護者のニーズを踏まえ、開所時間の延長が必要な場合は 18 時 30 分を超える開所時間の設定を推進する。 ・現在、開所時間の延長を必要としていないクラブにおいても今後、開所時間の延長が必要な場合は 18 時 30 分を超える開所時間の設定を推進する。
⑨ 放課後児童クラブが子どもの主体性を尊重し、子どもの自主性、社会性等の一層の向上を図るための方策	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの自主性を尊重し、主体的に遊べるよう配慮するとともに、遊びが発展するような環境を整え、安全第一を心掛けながら思う存分遊べるようにしたり、子どもたちが学んだことを表現できる場を設けるようにする。 ・子どもの異年齢活動を推進するほか、地域活動の中に子どもが加わることで世代間交流が生まれ、地域住民とのつながりにより社会性の習得ができるよう努める。
⑩ 放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策	<ul style="list-style-type: none"> ・各クラブでの育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策として、広報誌や HP への掲載、子ども・子育て会議や ALL えなネウボラ会議での報告・情報交換、地域のイベントでの学習成果の発表・展示等を様々な機会で行うよう努める。

市として重点的に取り組む項目

項目	プラン内容
【放課後児童クラブ】 ① 保育料の基準設定	<ul style="list-style-type: none"> ・保育料は、市の委託により一定基準のもとで全市的に実施する保育事業に充てるものであることから、統一の基準額を示し、クラブ間の保育料の平準化を推進する。 ・父母会費やおやつ代等については、自主事業を行う財源であるため、負担額は各クラブで設定できるようにする。
【放課後児童クラブ】 ② 父母会の負担軽減	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者は適正な保育がされているか監査する立場であることから、事務局機能を簡略化するとともに、指導員等、実際の運営側での事務局機能設置を目指す。 ・事務局機能設置に当たっては、複数クラブ間で統一する手法を検討し、導入を推進する。
【放課後児童クラブ】 ③ 新たな施設が必要になった場合の検討基準	<ul style="list-style-type: none"> ・受入児童の増加等により、新たな施設が必要となった場合に迅速に対応するため、検討基準を明確にして、関係機関で共有する。
【放課後児童クラブ】 ④ 指導員の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・クラブ運営の担い手となる指導員の安定確保のため、市・クラブ・地域等との人材確保の連携体制を推進する。 ・若い人材の発掘のため、地元の高校、大学と連携して長期休暇でのアルバイト募集などの募集活動を推進する。 ・補助員が将来、指導員となりクラブ運営の担い手となるよう、人材育成や担い手確保の体制づくりを推進する。 ・指導員・補助員の雇用安定確保のため、職員の処遇改善を推進する。
【放課後児童クラブ】 ⑤ 児童の受入要件の明確化	<ul style="list-style-type: none"> ・受入対象は、自助を補完するための「保育に欠ける児童」であることから、その受入基準を明確にし、ルールに則った運用の実施を推進する。 ・利用児童が受入基準を満たすことについての確認体制を整備する。 ・突発的な事情により受入要件を満たすこととなる児童に対しては、随時利用を活用するなど、きめ細かな対応をする。

項目	プラン内容
【放課後子ども教室】 ① 放課後子ども教室の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後子ども教室について、効果的な周知方法を検討する。 ・その開催の意義、活動内容などについて各小学校に十分な説明をし、保護者に周知を図る。 ・市のウェブサイト、フェイスブックなどで活動内容を紹介する。 ・子ども教室の充実と周知を高めるために、子ども教室の横の連携を高める企画の検討を行う。
【放課後子ども教室】 ② 放課後子ども教室の人材確保	<ul style="list-style-type: none"> ・人材(コーディネーター、安全管理委員、サポーター)の確保のため、コミュニティスクールや各団体・機関と連携をとり地域とともにその方策を検討する。 ・放課後子ども教室に「恵那三学塾」のメニューを取り込むよう検討を進める。

2. 放課後児童クラブと放課後子ども教室以外の居場所づくりについて

項目	プラン内容
児童センター	<ul style="list-style-type: none"> ・児童が平日の放課後に児童センターで過ごせるようにするため、休館日である月曜日の開館について検討を進める。 ・児童センターは帰宅してからの利用になっているため、児童がさらに利用しやすいようにするため、学校から直接来館できる「ランドセル来館」の検討を進める。
コミュニティセンター	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティセンターの施設を開放し、児童の居場所として図書室、ロビーの活用を図る。 ・長期休暇などで空き部屋の自習教室としての活用を図る。
その他の居場所	<ul style="list-style-type: none"> ・児童センター、コミュニティセンターが学校周辺にない校区においては、小学校の空き教室などを活用した児童の居場所づくりの検討を進める。 ・居場所づくりの推進は、地域団体、NPOなどと連携して地域課題の解消に努める。

3. 家庭教育の支援

項目	プラン内容
家庭教育の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭教育の重要性について保護者へ情報提供を行い、啓発を推進する。 ・保護者の家庭教育に関する学習機会を充実する体制づくりを推進する。 ・家庭を取り巻く地域、学校、行政、団体等、皆で家庭教育を支援する体制づくりを推進する。

施策3 すべての子どもと子育て家庭に配慮したきめ細やかな支援

【現状と課題】

- 発達相談事業の利用者数は増加傾向となっています。発達に課題のある子どもや障がいのある子ども本人への切れ目のない支援のほか、障がいの有無にかかわらず共に生活できる環境づくりのため、周囲への理解促進が必要です。
- アンケート調査では、小学生児童の保護者において、1年間に経済的な理由で食料が買えなかった経験があると回答したのは7.9%、衣料が買えなかった経験があると回答したのは13.8%となっています。相対的な貧困があると考えられ、経済的な支援のほか、多様な世代が集まる居場所づくりや、フードロス対策、生活面等において地域資源を活かした支援を行うことが大切です。
- ヒアリング調査では、家庭の経済状況が厳しいと、ゆとりがなく相談へ行かない、相談機関も知らない、という意見がありました。子ども本人への支援だけではなく親や家庭環境等、世帯全体への支援が必要です。

【推進方策】

- 障がいのある子どもや外国にルーツを持つ子ども等、援助を要する子どもと家庭への支援を充実し、全ての子どもの健やかな成長を支えるとともに、市民の理解促進を図ります。
- 貧困状態にある家庭に対し、子どもの現在及び未来の生活が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、地域の大人と信頼関係を築きつつ、子ども食堂や居場所づくり等による社会性を育むための子どもへの支援を行うほか、相談事業を始めとした、自立に向けた保護者への支援を推進します。
- 子どもの虐待を防止し、子どもの権利を守る取り組みを推進します。
- 不登校や引きこもり等の心の問題に対応する関係機関との連携を強化し、取り組みを推進します。

【主な取り組み】

事業名	事業内容と現状	今後の事業展開	方向性	担当機関
子ども家庭総合支援拠点の開設	・国の児童虐待防止対策体制総合強化プランに基づき、R4年度までに設置が求められている。	・現在稼働している「子育て世代包括支援センター」に児童虐待防止対策に求められる機能を付加する形でR4年度までにスタートする予定。	新規	子育て支援課

事業名	事業内容と現状	今後の事業展開	方向性	担当機関
要保護児童・DV防止対策地域協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・被虐待児をはじめ、要保護児童への対応の強化を図っている。 ・代表者会議、実務者会議、個別ケース会議の三層により、虐待予防及び防止を推進している。 ・R1年度より実務者会議に警察関係者の参画を得たことから、要保護児童の円滑な情報共有が図れるようになった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利保障や児童虐待の抑止力向上の観点から、警察をはじめ関係機関と情報共有を密に行い、連携強化を図る。 	充実	子育て支援課
発達相談	<ul style="list-style-type: none"> ・「教育・発達相談センターあおば」を設置し、相談員を配置して相談活動、発達検査を実施（月～金曜日の午前9時～午後5時、祝祭日・年末年始は除く）。 ・子どもの発達や成長に関する悩みなどの相談に応じる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談員の充実を図る。こども発達センター、各園、小中学校との連携をとりながら、指導・支援方法について相談・助言していく。 ・軽度発達障がい等のある児童生徒に対する支援の在り方を研修で深め、支援・相談を充実していく。 	充実	学校教育課
児童発達支援	<ul style="list-style-type: none"> ・早期療育を必要とする児童に対し、日常生活における基本的動作を習得し、集団生活に適應できるよう支援を行う。 ・市内には下記の事業所で運営されている。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 恵那市こども発達センター・にじの家 2. 恵那市こども発達センター・おひさま <p>※H30 年度実績延利用人数：1,608人</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・療育を必要とする児童が通っている施設に指導員が訪問し、集団生活に適應できるための支援を行う「保育所等訪問支援」を R2年度から実施する。 	充実	子育て支援課
障がいのある子どもへのおはなし会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある子どもに対して、図書館見学や、おはなし会を開催する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館においては、障がいに応じて、大活字本、録音資料、資料収集や図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービス、音声拡大読書機設備など障がいのある子どもも利用できるような環境整備を行う。 	充実	生涯学習課 (中央図書館)

事業名	事業内容と現状	今後の事業展開	方向性	担当機関
放課後デイサービス	<ul style="list-style-type: none"> ・授業の終了後や休日に支援を必要とする小中高生に対して、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の促進等を行う。 ・市内には下記の事業所で運営されている。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 恵那市こども発達センター・にじの家 2. 恵那市こども発達センター・おひさま 3. 放課後等デイサービスみらいふ岩村教室 4. 放課後等デイサービスホープ 5. 放課後等デイサービスりんごクラブ ※H30 年度実績延利用人数: 1,510 人 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校と放課後等デイサービス事業所が活動内容や課題を共有し、緊密な連携を図り、子どもたちにとって安心して過ごせる居場所づくりを推進する。 	推進	子育て支援課
心の教室相談員	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒が悩み等を気軽に話すことができ、ストレスを和らげ、心のゆとりがもてる環境を提供する。 ・中学校7校、小学校3校で児童生徒の状況に応じて実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・心の教室が、悩みのある児童生徒の「心の居場所」となり、登校に不安を抱える児童生徒が安心して登校できるよう、相談員の資質を高めるために研修会等を開催する。 	推進	学校教育課
適応指導教室 (教育相談室)	<ul style="list-style-type: none"> ・市内2か所で、週5日実施。学校生活に適応することが困難で、不登校傾向にある児童生徒に対して、個別学習、体験学習等を行い学校への復帰を図る。また、不登校や軽度の発達障がいなどの児童生徒をもつ保護者や教員からの相談に応じる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・アセスメントをもとに、学校と協力して短期的・長期的な指導の方向性を明確にしたうえで、指導の充実を図り学校への復帰を目指す。 	充実	学校教育課
地域未来塾	<ul style="list-style-type: none"> ・恵那北地区・南地区において、様々な理由から家庭での学習が困難な、高校進学をめざす中学3年を対象に学習支援講座を開設する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ICTによる学習アプリを活用した個別最適化を図る学習を進めていく。 	推進	学校教育課

<子どもの貧困対策の推進>

■教育の支援■

事業名	取り組み	実施主体
地域未来塾	中学3年生を対象に高校進学を目指した不得意分野の克服、学習習慣の定着等を目的に学習支援を実施する。	学校教育課
寄り添い型学習支援	小学4年生から中学3年生を対象に勉強できるだけではなく、人との関わり、自分を肯定できる居場所として寄り添い型学習支援を実施する。また、必要に応じて送迎を行う。	NPO法人(みんな子育てドロップス)
就学援助	小・中学校に就学する児童生徒の家庭で、経済的な理由により学費に困っている保護者に対し、学用品費や給食費等の一部を援助する。	学校教育課
奨学資金	意欲と能力を有しながら経済的理由により大学などへの修学困難な方に対し、修学上必要な資金を貸与する。	教育委員会総務課
田口育英金	勉学に意欲を持ちながら、主に経済的理由のために進学、就学が困難なひとり親の生徒を援助する。	子育て支援課

■生活の支援■

事業名	取り組み	実施主体
ひとり親家庭日常生活支援	ひとり親家庭が、一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合又は生活環境の激変により、日常生活を営むのに支障が生じている場合に、ヘルパー派遣を実施する。	子育て支援課
食事を通じた居場所づくり	食事提供を行う中で、地域で孤立しがちな家庭を支援につなげる。	ボランティア団体(ともだち食堂“え～な”)
子どもの居場所づくり	地域と課題を共有するとともに、実施に向けた支援策を講じるなどして、子どもの居場所づくりを推進する。	子育て支援課
子育て世代包括支援センター	経済的困窮や家庭環境の問題を抱える家庭を切れ目なく支援する総合相談窓口の推進を図る。	子育て支援課
子どもの未来応援につながるフードロス軽減事業	スーパーマーケット等から賞味期限が迫った食材の無償提供を受け、ひとり親世帯へ食材を届ける。スーパー側は廃棄コストが削減でき、ひとり親世帯は食材の負担軽減につながり、その分を育児への投資に振り向けることができる。まずはひとり親世帯対象にスタートし、将来的には様々な店舗の協力を得ながら、生活困窮者、高齢者等への規模拡大を目指すとともに、サポーター設立など地域団体による持続性の高い取り組みを構築する。	恵那市母子寡婦福祉会

■保護者に対する就労の支援■

事業名	取り組み	実施主体
自立支援教育訓練給付金	ひとり親家庭の母または父が就職に有利な資格を取得するために、指定された教育訓練講座を受講し修了した場合に受講にかかった費用の一部を支給する。	子育て支援課
高等職業訓練促進給付金	就業の時に有利になる資格を取るため、看護師(准看護師)、介護福祉士などの資格のため、1年以上指定された養成機関で修業する場合に支給する。	子育て支援課
生活困窮者就労支援	直ちに一般就労に就くことが困難な生活困窮者に対して、プランに基づき、本人の状況に応じて段階的かつ一貫した生活自立支援訓練、社会自立支援訓練、就労自立支援訓練の支援を行う。	社会福祉課 (恵那市社協に事業委託)
生活保護者就労支援	被保護者の就労に向け、プランに基づき、本人の状況に応じて段階的かつ一貫した生活自立支援訓練、社会自立支援訓練、就労自立支援訓練の支援を行う。また生活困窮者自立支援事業と合わせることで、切れ目のない支援を実施していく。	社会福祉課 (恵那市社協に事業委託)

■経済的支援■

事業名	取り組み	実施主体
児童扶養手当の支給	ひとり親家庭の生活の安定と自立を助け、児童の健全育成を図ることを目的として手当を支給する。	子育て支援課
ひとり親家庭への医療費助成	ひとり親家庭等の父母と、18歳までの子に対し、保険診療分の医療費の自己負担額(通院・入院の全診療科分)を助成する。	保険年金課
母子父子寡婦福祉資金貸付	母子家庭や父子家庭、寡婦の経済的自立と生活の安定、子どもの福祉を図るために必要な貸付を行う。	子育て支援課
子ども医療費助成	出生から中学校卒業までの児童に対し、保険診療分の医療費の自己負担額(通院・入院の全診療科分)を助成する。	保険年金課

第4章 子ども・子育て支援事業計画

1 教育・保育の提供区域

(1) 本市の区域の設定におけるポイント

- 教育・保育の提供にあたり、区域内での量の見込みの算出が可能であるか。
- 設定した区域内での量の調整や確保などが可能であるか。
- 区域内の教育・保育施設の設置状況に大きな差がないか。
- 教育・保育の利用者の実態とかけ離れていないか。

(2) 本市の提供区域設定

①全市(1区域)

教育・保育の区域設定では、山間部やこれまでの生活導線など交通の便を含む本市の特性を踏まえると、各町に区域設定した場合、需要と供給がアンバランスになりやすいため、需要と供給の調整がしやすい確保策の幅が広がる市全域を基本に考えていきます。

○教育・保育の1号～3号認定

○地域子ども・子育て支援事業(放課後児童健全育成事業を除く12事業)

②小学校区(14区域)

放課後の実施場所への移動などの安全面や、既存クラブの運営状況も考慮し、国の区域設定における考え方を踏まえ、小学校区を区域として設定したうえで、小学校との連携も図りつつ、提供体制の確保を検討していきます。

○地域子ども・子育て支援事業(放課後児童健全育成事業)

2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推計

(1) 推計の手順 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計にあたっては、就学前児童の保護者を対象としたニーズ量調査の結果をもとに、国が示した「市町村子ども・子育て支援事業における「量の見込み」の算出等のための手引き」の手順に沿って算出したほか、第1期の実績を踏まえた推計量を算出するなど、本市の地域特性の整合性などを検証しながら、修正・加工を行いました。

【教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計のフロー】



(2) 子ども人口の推計

本市の子ども人口の推計について、就学前(0～5歳)では、令和2年の1,887人から令和6年の1,735人と推計され、152人(8.1%)の減少が予測されています。小学生(6～11歳)においても、令和2年の2,465人から令和6年の2,105人と推計され、360人(14.6%)の減少が予測されています。

■子ども人口の推移

	実績								推計	
	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年
0歳	309	323	289	284	305	245	236	210	261	252
1歳	354	338	334	292	288	315	252	238	277	271
2歳	429	366	338	342	299	303	316	262	290	283
3歳	386	426	367	335	348	308	305	318	300	291
4歳	406	400	428	378	339	350	314	305	331	306
5歳	437	406	402	438	372	342	351	315	301	332
6歳	415	440	405	403	435	378	350	352	306	301
7歳	462	417	437	410	401	437	380	350	356	307
8歳	435	460	413	438	409	405	436	377	339	355
9歳	433	435	459	415	436	408	406	434	371	339
10歳	445	437	429	458	413	437	410	406	433	370
11歳	471	442	436	430	461	414	441	414	398	433
0～2歳	1,092	1,027	961	918	892	863	804	710	828	806
1・2歳	783	704	672	634	587	618	568	500	567	554
3～5歳	1,229	1,232	1,197	1,151	1,059	1,000	970	938	932	929
6～8歳	1,312	1,317	1,255	1,251	1,245	1,220	1,166	1,079	1,001	963
9～11歳	1,349	1,314	1,324	1,303	1,310	1,259	1,257	1,254	1,202	1,142
就学前	2,321	2,259	2,158	2,069	1,951	1,863	1,774	1,648	1,760	1,735
小学生	2,661	2,631	2,579	2,554	2,555	2,479	2,423	2,333	2,203	2,105
合計	4,982	4,890	4,737	4,623	4,506	4,342	4,197	3,981	3,963	3,840

(グラフ 省略)

※実績は住民基本台帳(各年4月1日現在)、推計はコーホート変化率法による推計人口

3 教育・保育の事業量の見込み、提供体制の確保方策

(1) 幼児期の教育・保育

就学前児童の教育・保育事業ニーズ量の見込みは以下のとおりです。

【本市に居住する就学前児童の教育・保育事業ニーズ量の見込み】

単位：人

	合計	教育ニーズ		保育ニーズ		
		1号	2号	2号	3号	
		3～5歳	3～5歳	3～5歳	0歳	1・2歳
令和元年度（実績）	1,403 1,348	366 311	92 94	681 661	22 36	242 246
令和2年度（実績）	1,293 1,273	293 237	88 78	613 683	42 26	257 249
令和3年度（実績）	1,256 1,240	278 223	88 69	589 675	42 32	259 241
令和4年度	1,232 1,204	269 221	88	574 622	42 32	259 241
令和5年度	1,233 1,198	269 221	88	574 623	42 31	259 235
令和6年度	1,231 1,189	269 220	88	573 621	42 30	259 230

(2) 教育・保育の提供体制の確保内容及びその実施時期

① 施設型給付（認定こども園、保育所、幼稚園）、地域型保育給付（小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育）

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化などによらず、柔軟に子どもを受け入れることができる施設であり、子ども・子育て支援新制度においては、教育・保育を一体的に提供する施設です。

認可保育所は、保護者の就労や病気などで、家庭でお子さんをみるできない場合に保護者の代わりに保育する施設であり、県の認可を受けた施設です。

幼稚園は、学校教育法に基づく教育機関で、保護者の就労状況にかかわらず3歳から入園できます。3歳になる学年（満3歳児）の受け入れや預かり保育を行っている園もあります。

地域型保育事業は、国が定める最低基準に適合した保育施設で、市町村の認可を受けた定員6～19人の小規模保育事業、保育ママなど保育者の家庭などでお子さんを預かる家庭的保育事業、企業などが主に従業員用に運営し周辺に在住している子どもの受け入れも行う事業所内保育事業、ベビーシッターのような保育者が、お子さんの家庭で保育する居宅訪問型保育事業があります。

現 状

- 市内には、公立 14 認定こども園、私立2保育所と1幼稚園、1認可保育施設で教育及び保育を提供しています。
- 今後の人口の推計は、減少が見込まれる一方で、3歳未満児保育のニーズは、女性の労働力率の高まりと就労していない母親の今後の就労希望の高まりとともに増加傾向にあり、特に、市街地においてその傾向は顕著になっています。
- 平成 30 年 12 月現在のこども園、保育園、幼稚園等の利用状況をみると、1,409 人中、「こども園」は 1,077 人(76.4%)、「保育園」は 123 人(8.7%)、「幼稚園」は 188 人(13.3%)、「小規模保育所」は 21 人(1.5%)の利用があります。

確保の方策

○ こども園

本市においては、多様化する就業状況やライフスタイルの変化に対応でき、居住地区を問わず共通の幼児教育・保育を提供し、遊びや体験活動を通して、一人ひとりの発達や年齢に応じた生きる力の基礎となる「主体性」「社会性」「郷土愛」を育むため、公立こども園 14 園を運営しています。

○ 私立保育所・幼稚園

私立保育所2園との委託契約により運営を支援します。

私立幼稚園へは、子育てのための施設等利用給付交付金などにより支援します。

○ 地域型保育事業の支援

3歳未満児保育の受け入れを確保するため、ニーズの状況をみながら、地域型保育事業を予定している事業者へ制度の内容を周知し、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育の事業への参入を支援します。

○ 保育教諭・幼稚園教諭・保育士の確保

近年の3歳未満児保育のニーズの高まりを受け、保育の量的拡大には、その担い手となる保育士の確保が課題となることから、関係機関とも連携して離職した保育士の復職支援や資格の取得・更新促進などに取り組みます。

【教育・保育施設、地域型保育事業の年度別量の見込みと確保方策】

単位：人

	合計	教育ニーズ		保育ニーズ				
		1号	2号	2号	3号			
		3～5歳	3～5歳	3～5歳	0歳	1・2歳		
令和元年度	0～5歳児人口 A	2,069 1,951	1,151 1,059		284 305	634 587		
	確保実績 B	1,403 1,348	336 311	92 94	681 661	22 36	242 246	
	確保方策 C	こども園・保育所	1,355 1,365	257 257		817 797	53 65	228 246
		確認を受けない幼稚園	200 200	200 200		- -	- -	- -
		地域型保育事業	19	-	-	-	6	13
		認可外保育施設	0	-	-	-	0	0
		確保方策合計	1,574 1,584	457 457		817 797	59 71	241 259
	保育利用率及び目標値 (C÷A)	76.1% 81.2%	110.7% 118.4%		20.8% 23.3%	38.0% 44.1%		
	差異(C-B)	171 236	△1 52		136 136	37 35	△1 13	
	令和2年度	0～5歳児人口 A	1,887 1,863	994 1,000		282 245	611 618	
確保実績 B		1,293 1,273	293 237	88 78	613 683	42 26	257 249	
確保方策 C		こども園・保育所	1,365	257		794	65	246
		確認を受けない幼稚園	200	200		-	-	-
		地域型保育事業	19	-	-	-	6	13
		認可外保育施設	0	-	-	-	0	0
		確保方策合計	1,584	457		797	71	259
保育利用率及び目標値 (C÷A)		83.9% 85.0%	126.2% 125.4%		25.2% 29.0%	42.4% 41.9%		
差異(C-B)		291 311	76 142		184 114	29 45	2 10	
令和3年度		0～5歳児人口 A	1,846 1,774	955 970		274 236	617 568	
	確保実績 B	1,256 1,240	278 223	88 69	589 675	42 32	259 241	
	確保方策 C	こども園・保育所	1,365	257		797	65	246
		確認を受けない幼稚園	200	200		-	-	-
		地域型保育事業	19	-	-	-	6	13
		認可外保育施設	0	-	-	-	0	0
		確保方策合計	1,584	457		797	71	259
	保育利用率及び目標値 (C÷A)	85.8% 89.3%	131.3% 129.3%		25.9% 30.1%	42.0% 45.6%		
	差異(C-B)	328 344	91 165		208 122	29 39	0 18	

		合計	教育ニーズ		保育ニーズ			
			1号	2号	2号	3号		
			3~5歳	3~5歳	3~5歳	0歳	1・2歳	
令和4年度	0~5歳児人口推計 A	1,781	931		267	583		
	量の見込み B	1,232 1,204	269 221	88 88	574 622	42 32	259 241	
	確保方策 C	こども園・保育所	1,365 1,290	257 197		797 782	65	246
		確認を受けない幼稚園	200	200		-	-	-
		地域型保育事業	19	-	-	-	6	13
		認可外保育施設	0	-	-	-	0	0
		確保方策合計	1,584 1,509	457 397		797 782	71	259
	保育利用率及び目標値 (C÷A)	88.9% 84.7%	134.7% 126.6%			26.6%	44.4%	
差異(C-B)	352 305	100 88		223 160	29 39	0 18		
令和5年度	0~5歳児人口見込 A	1,760	932		261	567		
	量の見込み B	1,233 1,198	269 221	88	575 623	42 31	259 235	
	確保方策 C	こども園・保育所	1,356 1,290	257 197		797 782	65	246
		確認を受けない幼稚園	200	200		-	-	-
		地域型保育事業	19 27	-	-	-	6 9	13 18
		認可外保育施設	0	-	-	-	0	0
		確保方策合計	1,584 1,517	457 397		797 782	71 74	259 264
	保育利用率及び目標値 (C÷A)	90.0% 86.2%	134.5% 126.5%			27.2% 28.4%	45.7% 46.6%	
差異(C-B)	351 319	100 88		222 159	29 43	0 29		
令和6年度	0~5歳児人口見込 A	1,735	929		252	554		
	量の見込み B	1,231 1,189	269 220	88	573 621	42 30	259 230	
	確保方策 C	こども園・保育所	1,365 1,290	257 197		797 782	65	246
		確認を受けない幼稚園	200	200		-	-	-
		地域型保育事業	19 27	-	-	-	6 9	13 18
		認可外保育施設	0	-	-	-	0	0
		確保方策合計	1,584 1,517	457 397		797 782	71 74	259 264
	保育利用率及び目標値 (C÷A)	91.3% 87.4%	135.0% 126.9%			28.2% 29.4%	46.8% 47.7%	
差異(C-B)	353 328	100 89		224 161	29 44	0 34		

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保方策

① 利用者支援事業

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

現 状

- 平成 29 年 4 月から本格稼動した子育て世代包括支援センター(「えなっ宝(こ)ほっとステーション」)は保健師 2 名と家庭児童相談員 2 名を中心とした妊娠から子育てまでの総合窓口とするとともに、産前産後サポートや産後ケアなど支援メニューを充実させ、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めています。~~令和3年4月より保健師は1名設置となりました。~~←【2名の為 削除】
- 情報発信については、「子育て支援施策パンフレット」や「子育て応援ハンドブック」、「遊び場マップ」などを作成し、誌面の見やすさやQRコードの添付など子育て世代に響く冊子づくりを推進しています。
- 庁内関係課による連携会議に加え、子育て関係機関の実務者や市民を含んだ「ALLえなネウボラ会議」を開催し、子どもの福祉・教育などに関する課題解決に取り組んでいます。

確保の方策

- 妊娠期の段階から積極的な支援を行うことで、早期に虐待の芽を摘み、予防するとともに、関係機関の迅速な意思決定により、母子保健・子育て支援施策のトータルサポートを実施し、重篤な虐待ケースを防止します。
- すべての子どもの健やかな成長のため、発達に心配のある子どもを早期に把握し、適切な支援につなげ、あわせて積極的な家族支援を実施します。

【利用者支援事業の年度別量の見込みと確保方策】

単位:か所

	実績			推計		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み A	1	1	1	1	1	1
確保方策 B	1	1	1	1	1	1
差異(B-A)	0	0	0	0	0	0

② 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所の提供、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

現 状

●こども元気プラザを子育て支援拠点施設とし、週6日午前9時から午後5時まで開館しています。地域子育て支援センターは、利用にあわせてやまびこ、武並、中野方、岩村、山岡、明智、上矢作各こども園内で週1日～5日、出張ひろばを串原、みさとこども園内で月1回午前中開催しています。

確保の方策

- 地域講師、ボランティアの活用や、異世代と交流を図る事業を開催します。
- たまご学級、7か月児教室や、就園前の親子が集う場にて広報活動を行います。
- 各地域で開催されている他の子育て支援事業とのサービスの重複の見直しや事業内容、開催頻度等についても検討していきます。

【地域子育て支援拠点事業の年度別量の見込みと確保方策】

単位:延べ人数

	実績			推計		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み A	27,100 21,018	23,751 6,080	23,698 8,054	22,607 10,331	22,022 10,178	21,437 10,330
確保方策 B	29,964 29,412	23,751 23,751	23,698 23,698	22,607 10,331	22,022 10,178	21,437 10,330
差異(B-A)	2,864 8,394	0 17,671	0 15,644	0	0	0

③ 乳児家庭全戸訪問事業(赤ちゃん訪問)

全出生児を対象に生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に対して、保健師または助産師が自宅を訪問し、乳児の発育発達状況、保護者の心身の様子及び養育環境の把握、子育て支援に関する情報提供を行う事業です。

この訪問により、母親が自分で考え判断して、すこやかに子どもを育てることを目指します。

現 状

- 市立恵那病院へ一部委託して事業を実施しています。
- 保健師または助産師が訪問しない場合は、家庭児童相談員が訪問し、子育て支援に関する情報提供を行います。

実施機関	実施職種	
恵那市保健センター	保健師	11名 → 10名
	助産師	2名
市立恵那病院	助産師	1名
子育て世代包括支援センター	家庭児童相談員	2名

確保の方策

- 生後4か月までに乳児家庭を全戸訪問することが可能となるような既存の体制での実施を想定しています。

実施機関	実施職種	
恵那市保健センター	保健師	11名 → 10名
	助産師	2名
市立恵那病院	助産師	1名
子育て世代包括支援センター	家庭児童相談員	2名

【乳児家庭全戸訪問事業の年度別量の見込みと確保方策】

単位:人

	実績			推計		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み A	269 240	282 223	274 228	267	261	252
確保方策 B	344	282	274	267	261	252
差異(B-A)	75 104	0 59	0 56	0	0	0

④ 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師・助産師・家庭相談員がその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言などを行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。育児支援ヘルパーの派遣事業では、家事援助などの養育支援を行います。

乳児家庭全戸訪問事業(赤ちゃん訪問)の実施結果や養育支援を特に必要とする家庭に係る保健医療の連携体制に基づく情報提供、関係機関からの連絡・通告に把握された家庭について、保護者の育児・栄養など指導・支援助言を行います。

現 状

- 育児支援ヘルパー派遣事業はシルバー人材センターへの委託により実施しています。
- 保健師、家庭児童相談員による居宅訪問を実施し、養育に関する相談、助言を行っています。

確保の方策

- 育児支援ヘルパー派遣事業は年度によってニーズが偏る状況が見られますが、ヘルパーの確保に向けてシルバー人材センターとの協力・連携を図ります。
- 養育に関して心配な家庭を適切に把握し、解決につなげるため、保健師、家庭児童相談員などによる居宅訪問を実施し、指導・助言を行います。

【養育支援訪問事業の年度別量の見込みと確保方策】

単位:延べ日数

	実績			推計		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み A	87 70	100 23	100 23	100 30	100 33	100 35
確保方策 B	100	100	100	100	100	100
	保健師 8→11名 家児相談員 2名	保健師 11名 家児相談員 2名	保健師 11名 家児相談員 2名	保健師 11→10名 家児相談員 2名	保健師 11→10名 家児相談員 2名	保健師 11→10名 家児相談員 2名
差異(B-A)	13 30	0 77	0 77	0 70	0 67	0 65

⑤ 子育て短期支援事業(ショートステイ事業)

短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)は保護者の疾病などの理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設などに入所させ、必要な保護を行う事業です。

現 状

- 就学前児童の利用状況をみると、平成 29 年度には 15日の利用がありましたが、それ以外の利用はありません。
- 就学児童の利用状況をみると、平成 29 年度には 2 日の利用がありましたが、それ以外の利用はありません。
- 乳幼児は麦の穂乳幼児ホーム、児童については岐阜県立白鳩学園と児童養護施設麦の穂学園への委託を行い、事業を実施しています。

確保の方策

- 現在の提供体制を維持するとともに、乳幼児はショートステイ利用可能な契約施設が1ヶ所のみとなっているので、他の児童福祉施設の利用の検討を行います。

【子育て短期支援事業の年度別量の見込みと確保方策】

単位:延べ日数

	実績			推計		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み A	0	15 0	15 7	14	14	14
確保方策 B	14	15	15	14	14	14
差異(B-A)	14	15	8	0	0	0

⑥ 一時預かり事業

一時預かり事業は、こども園在園児を対象とした預かり保育事業や未就園児童(1～2歳児まで)を、保護者の疾病・出産及び親族の看護、その他育児疲れなどでリフレッシュしたい時などにこども園において一時的に保育する事業と、0～5歳児を対象とする子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)、夜間養護等事業(トワイライトステイ)があります。

ファミリー・サポート・センター事業は、児童の預かり等の援助を受けることを希望する方と当該援助を行うことを希望する方が会員となり、相互援助活動を行う事業です。また、夜間養護等事業は、保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

現 状

- こども園在園児を対象とした預かり保育は、全こども園で実施しています。
- 未就園児を対象とした一時保育は、城ヶ丘こども園、おさしま二葉こども園、武並こども園、山岡こども園で実施しています。
- 一時保育の充実については、通常保育と同様に施設整備、職員配置などが必要となります。現時点では、保育ニーズの高まりを受け、保育士確保が課題になっています。
- ファミリー・サポート・センター事業では、保護者の短時間・臨時的就労、病気や急用時等での援助の利用があります。
- 平成 29 年度より利用料金を減額し、利用しやすい環境を整えるとともに、援助会員への補助を行うことで、組織の基盤強化を図っています。
- 「夜間養護等事業(トワイライトステイ)」については、岐阜県立白鳩学園への委託を行い、事業を実施していますが、計画策定以降利用がない状況です。

確保の方策

- 預かり保育は、保護者の一時的な理由により、利用できるように配慮しています。
- 3歳未満児を対象とした一時保育は、保護者のパートタイム就労や疾病・出産などにより保育が困難な就学前児童について、保護者の利用希望に沿った、身近な地域でのサービスの提供が受けられるよう努めます。
- 子育て援助活動支援では、ファミリー・サポート・センター事業において広報活動、研修の充実を図り、援助会員、依頼会員の増加に努めます。
- 夜間養護等事業(トワイライトステイ)は、現在の施設体制で引き続き実施します。

【幼稚園在園児を対象とした一時預かり事業の年度別量の見込みと確保方策】

単位：延べ人数

	実績			推計		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み A	8,165 5,934	7,901 6,501	7,591 6,238	7,400 5,751	7,408 5,757	7,384 5,739
確保方策 B	41,938 8,169	7,901 7,495	7,591 6,867	7,400 6,224	7,408 6,163	7,384 5,915
差異(B-A)	33,773 2,235	0 994	0 629	0 473	0 406	0 176

【未就園児を対象とした一時預かり事業、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業を除く)、夜間養護等事業(トワイライトステイ)の年度別量の見込みと確保方策】

単位：延べ人数

	実績			推計		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み A (B+D+F)	2,065 1,694	1,890 894	1,849 1,082	1,785 1,215	1,765 1,238	1,739 1,226
一時預かりB	1,389 1,299	1,267 638	1,239 756	1,196 851	1,182 841	1,165 829
確保方策C	1,277	1,267	1,239	1,196	1,182	1,165
子育て援助活動 支援事業 D	676 395	616 256	603 326	582 357	575 390	567 390
確保方策E	801	616	603	582	575	567
夜間養護等 事業 F	0 0	7 0	7 0	7	7	7
確保方策G	7	7	7	7	7	7
確保方策 H (C+E+G)	2,085	1,890	1,349	1,785	1,764	1,739
差異(H-A)	20 368	0 996	0 267	0 570	0 526	0 513

※一時預かりは、在園児対象型を除く。子育て援助活動支援事業は、病児・緊急対応強化事業を除く。

⑦ 時間外保育事業(延長保育事業)

保育短時間認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外の時間において、認定こども園、保育所、小規模保育所において保育を実施する事業です。

現 状

- 保護者の就労形態の多様化、長時間の通勤等に伴う延長保育需要に対応するため、午後4時半までの保育時間を超えて最長で閉園まで保育が必要な世帯を対象に、市内全てのこども園において実施しています。

確保の方策

- 時間外保育(延長保育)は、保育短時間認定を受けた保護者が利用します。公立こども園の開園時間と閉園時間を原則統一し、そのニーズに対応しています。
- 保護者の勤務時間等に配慮した早朝保育を従来と同様に行います。

【時間外保育事業の年度別量の見込みと確保方策】

	実績			推計		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み A	63 64	57 43	56 48	54 49	54 49	53 48
確保方策 B	63 71	57 57	56 56	54 49	54 49	53 48
差異(B-A)	0 7	0 14	0 8	0	0	0

⑧ 病児保育事業

病児・病後児について、病院・保育所(園)などに付設された専用スペース等において、保育士・看護師等が一時的に保育などをする事業です。

現 状

- 平成 29 年 5 月に恵那市病児保育所を開所し、生後 8 か月から小学生までの病児・病後児を対象として、平日の月曜日から金曜日(祝日等除く)に運営を行っています。また、平成 30 年 4 月より当日予約を開始しました。
- ファミリー・サポート・センター事業では、平成 23 年度より緊急サポート事業を始め、病児の緊急預かりを行っています。

確保の方策

- 恵那市病児保育所の認知度がまだまだ低いと考えられるため、利用促進に向けたPRを行います。また、こども園の巡回訪問や病児保育所だよりの定期発行等により利用促進を図ります。
- ファミリー・サポート・センター事業において、研修を行いながら、引き続き病児の預かりを実施していきます。

【病児保育事業の年度別量の見込みと確保方策】

単位:延べ日数

	実績			推計		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み A	160 205	164 41	164 124	164 200	164 200	164 200
病児保育事業	160 205	160 41	160 124	160 200	160 200	160 200
子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)	0 0	4 0	4 0	4 0	4 0	4 0
確保方策 B	65	164	164	164 200	164 200	164 200
差異(B-A)	-95 -140	0 123	0 40	0 0	0 0	0 0

⑨ 放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)

保護者が就労などで昼間家庭にいない小学校就学児童に対し、放課後や長期休暇などに小学校の余裕教室・公的施設・民間施設等を利用して、適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。

現 状

●市内 14 の小学校区のうち、13 校区で通年型のクラブが、1 校区で長期休暇のみ開所する季節型のクラブが、父母会による受託方式により運営されています。

【通年型設置校区(13 校区)】

大井小・大井第二小・長島小・恵那北小・東野小・三郷小・武並小・中野方小・飯地小

岩邑小・山岡小・明智小・上矢作小

【季節型設置校区(1 校区)】

串原小

●放課後児童クラブの利用数は年々増加しています。

【放課後児童クラブの利用児童数とクラブ数の推移】

単位：人(年間平均登録人数)、クラブ数

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用児童数		230	300	364	412	470
クラブ数	通年型	7	9	11	15	18
	季節型	3	3	3	1	1

※通年型の年間平均登録人数は、「年間延べ利用人数÷開所日数[小数点以下切り上げ]」で、季節の年間平均登録人数は「年間延べ利用人数÷開所日数[小数点以下切り上げ]÷6(2 か月分)」で算出しています。

●確保の方策に向けて、下記の課題があります。

- ・ニーズの増加による新たなクラブ開設が必要になった場合の施設確保
- ・指導員の確保(雇用や処遇改善)
- ・運営方法の見直し(父母会運営方式の安定化・運営費用の確保・利用ニーズが多い夏休みのクラブ運営のあり方)
- ・ソフトメニュー(放課後子ども教室との一体的又は連携による実施)の検討

確保の方策

- 市内 14 の小学校区におけるクラブの設置体制を維持します。
- 新たにクラブ設置が必要になった場合の小学校の余裕教室等の活用を検討します。
- クラブ運営の担い手となる指導員安定確保のため、市・クラブ・地域等との人材確保の連携体制を推進します。

【放課後児童クラブの年度別量の見込みと確保方策】

単位：人(年間平均登録人数)

	実績			推計		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み A	470 506	552 455	566 474	555	545	529
確保方策 B	662	685	685	685	685	685
差異(B-A)	192 179	133 230	119 211	130	140	156

	実績			推計		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (1年生)	121 148	119 103	109 116	114	98	97
量の見込み (2年生)	102 106	131 121	112 102	105	107	92
量の見込み (3年生)	113 89	102 91	122 107	104	95	99
量の見込み (4年生)	62 86	79 60	86 75	104	89	81
量の見込み (5年生)	40 49	81 50	66 42	73	91	78
量の見込み (6年生)	32 28	40 30	71 32	58	65	82
量の見込み (合計) A	470 506	552 455	566 474	555	545	529
確保方策 B	662	685	685	685	685	685
差異(B-A)	192 156	133 230	119 211	130	140	156

⑩ ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業 就学児のみ)

乳幼児や小学生などの児童を持つ子育て中の保護者を支援するため、児童の預かりなどの援助を受ける

ことを希望する方と当該援助を行うことを希望する方が会員となり、相互援助活動を行う事業です。

現 状

- 学校への迎え及び帰宅後の預かり、習い事への送迎など援助の利用があり、定期的に利用される方もいます。
- 平成 29 年度より利用料金を減額し、利用しやすい環境を整えるとともに、援助会員への補助を行うことで、組織の基盤強化を図っています。

確保の方策

- 広報活動、研修の充実を図り、援助会員、依頼会員の増加に努めます。

【ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)の年度別量の見込みと確保方策】

単位:延べ人数

	実績			推計		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み A	65 38	63 .33	61 17	59	56	54
確保方策 B	392	63	61	59	56	54
差異(B-A)	327 354	0 30	0 44	0	0	0

⑪ 妊産婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施し、その検査費用を一部助成する事業です。令和4年度より、産婦の健康診査に対する助成を開始、また多胎妊婦に対し、妊婦健診に追加して最大5回まで健診費用に対する助成を開始した。

現状

●受診県を使って健康診査を受けると、受診券に記載された内容の検査項目費用に一部助成されます。

実施場所	県内医療機関
実施体制	委託医療機関
健診時期	妊娠期間から産後1か月
検査項目	国が定める基本的な妊産婦検診診査項目
助成	一人あたり妊婦健診14回分、産婦健診1回分助成。また多胎妊婦には健診助成を5回を限度とし追加して実施。 県外受診は償還払い

確保の方策

●今後も国が示す妊婦健康診査の実施基準に合わせた検査項目と回数の実施を設定します。

実施場所	県内医療機関
実施体制	委託医療機関
健診時期	妊娠期間から出産後
検査項目	国が定める基本的な妊産婦検診診査項目
助成	一人あたり妊婦健診14回分、産婦健診1回分助成。また多胎妊婦には健診助成を5回を限度とし追加して実施。 県外受診は償還払い

【妊婦健康診査の年度別量の見込みと確保方策】

単位：人

	実績			推計		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み A	284 271	282 253	274 247	267	261	252
延べ回数 B	3,575 3,715	3,948 3,499	3,836 3,448	3,738	3,654	3,528
確保方策 C	365	282	274	267	261	252
延べ回数 D	5,110	3,948	3,836	3,738	3,654	3,528
差異(C-A)	90 94	0 29	0 27	0	0	0
差異(D-B)	1,661 1,395	0 449	0 388	0	0	0

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき食事の提供に要する費用、及び日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

この事業を実施することにより、対象者の円滑な特定教育・保育が図られるよう取り組みます。

⑬ 多様な主体が新制度に参入することを促進するための事業

児童福祉法の改正により、教育・保育の供給量が不足している区域において、基準を満たす施設または事業者から認定申請があった場合は、原則認可しなければならないとされていることから、認可外保育施設、事業所内保育施設が地域型保育事業者など新制度の枠組みに円滑に参入できるよう、各事業者に対する情報提供や支援などに取り組みます。

